第 2 章

人口動態統計

利用上の注意

1 人口動態統計の数値

人口動態統計は、日本における日本人の出生、死亡、死産、婚姻及び離婚に関する統計であり、その数値は厚生労働省大臣官房統計情報部の人口動態調査客体を基にして作成してある。

なお、各統計表は、調査該当年の1月1日から同年12月31日までに発生したものであって、調査該当年の翌年1月14日までに市町村長に届けられたものを集計してある。

2 住 所

- (1) 出生は子の住所、死亡は死亡した人の住所、死産は死産があった母の住所で、それ ぞれ集計してある。
- (2) 婚姻は届出時の夫の住所、離婚は別居する前の住所で、それぞれ集計してある。

3 死因の分類

死因の分類は、平成 7 年分からWHOが定めた第 10 回修正国際疾病分類(基本分類)を基準として厚生労働省が定めたもののうち、「死因簡単分類表」(付表 1)、「選択死因分類表」(付表 2)、「乳児死因簡単分類表」(付表 3)を使用している。

なお、周産期死亡の死因については、児側病態と母側病態からそれぞれ 1 つを選ぶ方法 を採っているので基本分類を用いている。

4 用語の説明

本年報で使用している用語は、「人口動態統計」(厚生労働省)に基づき、次のように定義している。

- (1) 自 然 増 減:出生数から死亡数を減じたもの。
- (2) 乳 児 死 亡:生後1年未満の死亡。
- (3) 新 生 児 死 亡:生後4週未満の死亡。
- (4) 早期新生児死亡:生後1週未満の死亡。
- (5) 死 産:妊娠満 12 週以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後にお いて心臓膊動、随意筋の運動及び呼吸のいずれをも認めないもの。
- (6) 自然死産と人工死産:人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的 処置(胎児又は附属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用)を加 えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然 死産とする。

なお、人工的措置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。

- 1) 胎児を出生させることを目的とした場合。
- 2) 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合。

なお、死産統計を観察する場合は、次の沿革を考慮する必要がある。

昭和 23 年以降:優生保護法の施行により、人工妊娠中絶のなかで、妊娠第 4 月以降のものも 人工死産に含まれることになった。

昭和 24 年以降:優生保護法の改正により、人工妊娠中絶の理由に「経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」も含まれることになった。

昭和 27 年以降:優生保護法の改正により、優生保護審査会の審査を廃止するなど、その手続きが簡素適正化され、優生保護法による指定医師は本人及び配偶者の同意を得て、要件に該当する者に対して人工妊娠中絶を行うことができるようになった。

昭和 43 年以降: 胎児を出生させる目的で人工的処置を加えたにもかかわらず死産をした場合は、従来は人工死産であったが、自然死産として扱うこととなった。

昭和 51 年以降:優生保護法により人工妊娠中絶を実施することができる時期の基準は、従来、通常妊娠第8月未満とされてきたが、通常妊娠第7月未満となった。 (昭和 51 年1月 20 日厚生省発衛第15 号厚生事務次官通知)

昭和54年以降:"「胎児が母体外において、生命を維持することのできない時期」の基準は、 通常妊娠満23週以前であること。"と従来の「通常第7月未満」を「通常第 23週以前」に表現を改めた。

(昭和53年11月21日厚生省発衛第252号厚生事務次官通知)

平成3年以降:優生保護法により人工妊娠中絶を実施する時期の基準について、「通常妊娠満23週以前」を「通常妊娠満22週未満」に改めた。 (平成2年3月20日厚生省発健医第55号厚生事務次官通知)

- (7) 周 産 期 死 亡:妊娠満 22 週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの。 (平成 6 年までは、妊娠満 28 週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの。)
- 5 比率の算出方法

年 間 出 生 数

年間新生児死亡数 (5)新生児死亡率= $- \times 1,000$ 年 間 出 生 数 間 死 産 数 (6)死 産 × 1,000 年 間 出 注:出産数とは、出生数と死産数の合計をいう。 年間自然死産数 (7)自 然 死 産 率 = -- × 1,000 年 間 出 産 数 年間人工死産数 (8)人 工 死 産 率 = -- × 1,000 年 間 出 産 数 年間周産期死亡数 (9)周 産 期 死 亡 率 = - $\times 1,000$ 出産(出生+妊娠満 22 週以降の死産) 年間周産期死亡数 (平成 6 年まで) = × 1,000 年 間 出 生 数 年間婚姻届出件数 (10)婚 率 = -姻 - × 1,000 10月1日現在人口 年間離婚届出件数 (11)離 婚 率=-× 1,000 10 月 1 日現在人口 母の年齢別出生数 (12)合計特殊出生率 =-─ (15 歳から 49 歳までの出生率の合計) 年齢別女子人口

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計した値で、1人の女子がその年次の年齢別出生率で生むと仮定した場合の、一生の間に生む平均子ども数を表す。

6 基礎人口

- (1) 各表において、率の算出に用いた人口は、全国欄がある表にあっては、国勢調査の行われた年は国勢調査結果の日本人人口、その他の年は総務省(昭和58年までは総理府)統計局推計による日本人人口を用いており、また、全国欄がない表にあっては、国勢調査年は国勢調査結果の総人口、その他の年は青森県統計分析課公表の10月1日現在推計人口を用いている。但し、昭和58年(第35号)までは、全国欄のない表でも、総理府統計局公表の推計日本人人口を用いているので、注意する必要がある。
- (2) 平成30年の率の算出に用いた基礎人口は、次のとおりである。 (平成30年10月1日現在)

総務省統計局公表の人口推計「平成30年10月1日現在人口」(日本人人口)

全 国: 124,218,285人

総務省統計局公表の人口推計「平成30年10月1日現在人口」(日本人人口)

青森県: 1,258,000人

青森県統計分析課公表の「平成30年10月1日現在青森県推計人口」(総人口)

青森県: 1,262,815 人 市町村: 付録 4 参照

7 表章記号の説明

(1) 計数のない場合

(2) 計数不明又は計数を表章することが不適当な場合 …

- (3) 統計項目のあり得ない場合
- (4) 比率が微小(表章単位の2分の1未満)の場合 0.0、0.00

8 注意事項

厚生労働省において、平成 16・18・21~29 年の都道府県からの報告漏れ (平成 31 年 3 月 29 日厚生労働省公表) による再集計を行ったことにより、表の中で下線が引かれた数値について 修正している。